

高齢者階段昇降機設置費用助成問答集

以下の内容はお問い合わせが多いと想定される質問をまとめたものです。

問1 昇降機受付票とは何ですか？

答え 高齢者階段昇降機設置費用助成の申請に必要な要件を事前に確認するため、高齢福祉課在宅支援係での事前相談の時に交付するものです。

問2 高齢福祉課との事前相談は必要ですか？

答え 事前相談は必要です。要件を満たしているか、どのような書類が必要かなどを確認します。事前相談後に訪問調査を行います。

問3 訪問調査時に、本人は不在でもいいですか？

答え 必ず、ご本人の立ち会いが必要です。いす式階段昇降機に搭乗する際の移動経路などを確認させていただくため、地域包括支援センター、障がい福祉センター職員も立ち会います。

問4 訪問調査はすぐに終わりますか？

答え 訪問調査の時に、障害福祉センターの職員から、ご本人のお体の動きにあったいす式階段昇降機を提案させていただく場合がありますので、ご本人、事業者の立会いの訪問調査を複数回行うことがあります。

問5 昇降機設置予定の住宅と昇降機が建築基準法の規定に適合しない場合または助成金申請の却下通知を受けた場合、エレベーターメーカーなどの事業者との相談、立会調査等の出張費用がかかったときは、返金または費用の助成はありますか？

答え 足立区は上記の費用については対応しておりません。出張費用等については事前に事業者にご確認をお願いします。

問6 昇降機の「確認済証」は、どのように取得するのですか？

答え 昇降機の「確認済証」の取得は、足立区建築審査課設備係または指定民間検査機関での申請が必要です。

申請の際、図面等の書類の提出が必要になるため、エレベーターメーカーなどの事業者とご相談ください。

問7 昇降機の「確認済証」の写しはいつ提出すればよいですか？

答え 訪問調査後に申請に必要な書類と一緒にご提出ください。

※昇降機の「確認済証」が提出された場合であっても、消防法等他の法律に抵触する場合は設置できません。

問8 昇降機を設置しましたが、今から申請をして助成を受けることはできますか？

答え 工事着工前に身体状況や工事箇所の確認をし、審査を行ったうえで決定を受けた方のみが対象となります。このため、工事着工後は対象となりません。

問9 借家ですが高齢者階段昇降機設置助成の対象となりますか？

答え 対象となりません。

問10 現在、入院中ですが退院までに階段昇降機をつけたいと思います。申請はできますか？

答え 入院期間の延長等も考えられることから、原則、申請は退院後に行っていただきます。すでに退院日が決まっている場合は、事前相談の受付ができる場合がありますので、ご相談ください。

問11 これから新居に引っ越しますが、階段の昇降が難しいため昇降機をつけたいと思います。まだ住んでいませんが申請はできますか？

答え 住む前の住宅への設置は対象になりません。本事業は現在住んでいる住宅に昇降機を設置することにより、在宅生活を継続していただくための事業です。

問12 ビルを所有しているのですが、1階と2階に店舗が入っています。自宅は3階です。昇降機の設置はできますか？

答え 設置は可能です。

ただし、共有部分には設置できません。店舗とは別の独立した階段であれば、助成の対象となります。店舗と自宅共通の階段である場合、その階段は共有部分となるため、1階と2階部分については助成対象外です。店舗ではなく、賃貸物件の場合も同様です。

問13 身体障害者手帳をもっていますが、申請できますか。

答え 身体障害者手帳1級のうち、上肢、下肢または体幹にかかる障がいがあり、歩行できない状態の方および補装具として車椅子を交付された内部障がい者の方については、障がい福祉サービスの住宅設備改善費に該当する屋内移動設備の給付対象となるため、申請できません。

問14 エレベーターメーカーや、建築士を知りません。区で紹介してもらえますか？

答え 区で紹介はしておりません。